

出場指令! 119

佐井消防分署
☎38-2266



危険物安全週間を実施します

「無事故へと 気持ち集中 はっけよい」

平成27年6月7日(日)～6月13日(土)の一週間は危険物安全週間です。危険物の保安に対する意識の高揚および知識の普及を全国的に推進しています。

近年、危険物施設が減少傾向にある一方、社会的影響の大きい事故を含む危険物などの火災・流出事故が増加しています。少しでも危険物の保安に対する意識の高揚、知識を習得し事故防止に努めましょう。

家庭内においても危険物が存在します。一般的に多く使用されているものとしてあげられるものは灯油やガソリンです。これらは、セルフスタンドでも購入することができ、取扱方法を誤ると思わぬ事故につながります。購入する際は、次のことに十分注意し安全な給油作業を心がけましょう。

1. エンジンOFF

2. 油種の確認

給油する自動車に適した油種を確認しましょう。

3. 静電気除去シートにタッチ

給油前に必ず「静電気除去シート」に触れ、身体に溜まっている静電気を取り除いてから給油しましょう。

4. 正しい操作で給油

5. 注ぎ足し給油をしない

満タンになると自動的に給油は停止します。この後に注ぎ足し給油をすると燃料が給油口の外に吹きこぼれることがあり危険ですので絶対にやめましょう。

6. 給油口キャップの閉め忘れに注意

給油口を閉め忘れたまま走行すると、給油口から燃料や蒸気が漏れ大変危険です。



お知らせ

消防法により収容人員が10人以上となる特別養護老人ホーム、認知症グループホームなどや30人以上となる集会所、飲食店、店舗、旅館、ホテルなど、または50人以上となる共同住宅、学校、工場、事務所などでは「防火管理者」を必ず選任しなければなりません。

下北広域消防本部では「防火管理者」の資格取得講習会(甲種)を次のとおり開催します。

- ①開催日時 平成27年7月23日(木)、24日(金) 午前9時20分から午後4時10分まで
- ②場 所 下北文化会館 2階視聴覚室(むつ市金谷一丁目10番1号)
- ③受講資格 特別養護老人ホーム、認知症グループホーム、集会所、飲食店、店舗、旅館、ホテル、病院、診療所、学校、工場、事務所などの防火対象物の関係者で管理的または監督的な地位にあって、現在防火管理者の資格を有していない方、またはこれに準じて消防機関が必要と認めた方とします。
- ④受講料 受講料は無料ですが、参考図書代として4,500円が必要です。
- ⑤申込先 受講申込書は最寄りの消防署・消防分署にありますので、6月10日(水)から6月30日(火)までに申し込みください。

なお、定員に達し次第締め切らせていただきます。

【お問合せ】佐井消防分署 予防係